

長児と保護者、②小学生と保護者
 ①1月19日、2月2・16日 ①午前9時30分～10時15分 ②午前10時30分～正午 ③勝山公民館 ④なわとび、タオル、飲み物
⑤各回10組(抽選) **⑥**12月10日(月)必着までに、往復はがきに⑦(8ページ)を書いて、家庭教育推進事業事務局(〒750-0016市内細江町三丁目1番1号)へ。
 ⑧家庭教育推進事業事務局
 (☎233-1171)



紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを支給します。
①次のすべての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族 **②**市内に居住し、在宅で生活している **③**要介護3・4・5である **④**生活保護を受給していない **⑤**要介護3の場合は、平成30年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、地域包括支援センターを経由して申請を **⑥**▽支給品目Ⅱ紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻ふきシート **⑦**▽支給限度Ⅱ2カ月につき1万円を上限として現物支給 **⑧**利用者負担Ⅱ支給に要する費用

の1割
 ⑨長寿支援課(☎231-1340)



各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

後期高齢者医療の減額証・限度証制度の申請を

住民税非課税世帯で低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、3割保険証で現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に表示することで、支払う医療費が限度額まで(低所得Ⅰ・Ⅱの方は入院時の食事代も減額)となります。申請月以前にさかのぼっては適用されませんので、事前に認定証の交付申請を。



⑩後期高齢者医療被保険者証、印鑑、マイナンバーが分かる物、本人確認ができる書類 **⑪**保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 ⑫保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。
 ⑬国民健康保険課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課



相談

弁護士無料法律相談が行なわれます

●豊田総合支所Ⅱ
 ⑭12月21日(金)午後1時～4時 **⑮**6人(先着順)
 ⑯12月3日～21日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。
 ●市民相談所Ⅱ ⑰毎週月・木曜日の午前9時～正午、午後1時～4時 ※祝日を除く **⑱**12人(先着順)
 ※相談日の1週間前から、直接か電話で予約を ※職員による一般相談は平日の午前9時～午後4時
 ⑳市民相談所(☎231-3730)

母子父子寡婦福祉資金の貸付

進学にかかる費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで最長2カ月かかりますので、早目に相談を。※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、貸付金額の減額や、貸し付けができない場合あり
 ㉑市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童 ※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 **㉒**▷申請期限=毎月10日 ※申請前に事前面談が必要(要予約) ※受け付け=平日の午前9時～午後4時
 ㉓各こども家庭支援課
 (☎231-1358)

ご利用ください

出産育児一時金 直接支払制度

国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が世帯主に支給されますが、出産費用に充てるために医療機関へ直接支払うことができます。
 ㉔上限=42万円 ※出産費用が42万円未満の場合は、申請により差額を世帯主に支給 ※産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合は、1万6,000円を減算 ※出産日翌日から2年を経過した場合は、支給不可
 ㉕国民健康保険課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課



児童館のイベント

- ゆたか児童館(☎253-8281)
 ▷親と子の防火指導教室=㉖乳幼児と保護者 **㉗**12月4日(火)午前10時30分
- ひかり童夢(☎229-0980)
 ▷文関小合唱クラブクリスマスコンサート=㉘乳幼児と保護者、小学生 **㉙**12月8日(土)午前11時 **㉚**あかね会のえほんたいむ=㉛乳幼児と保護者 **㉜**12月17日(月)午前11時20分
- ひこまる(☎266-3321)
 ▷親子エアロビクス=㉝乳幼児と保護者 **㉞**12月14日(金)午前11時20分
- 宇賀児童館(☎776-0001)
 ▷オリジナルな年賀状を作ろう=㉟幼児と保護者、小学生 **㊱**12月8日(土)午前10時30分
 ▷クリスマスお楽しみ会=㊲幼児と保護者、小学生 **㊳**12月15日(土)午後1時30分 **㊴**ピアノのミニコンサートや歌、ゲームで楽しい時間を過ごそう! **㊵**50人(先着順) **㊶**12月1日～10日に、直接か電話で宇賀児童館へ。